

横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例
施行規則

(解体等工事計画届出書)

第1条 条例第9条に規定する解体等工事計画届出書は、第1号様式による。

(標識の設置等)

第2条 条例第10条第1項に規定する標識は、解体等工事標識(第2号様式)による。

2 解体等工事標識は、当該敷地の道路に接する部分(当該敷地が2以上の道路に接するときは、各道路に接する部分)に設置しなければならない。

3 工事業者等は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で解体等工事標識を設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

(説明報告書等)

第3条 条例第15条第1項に規定する報告書は、解体等工事説明報告書(第3号様式)による。

2 条例第15条第2項に規定する報告書は、解体等工事説明会開催報告書(第4号様式)による。

(アスベスト濃度等の測定計画)

第4条 条例第18条第2号に規定する測定計画は、別表左欄に掲げる測定時期の区分に応じ、同表右欄に掲げる測定場所及び測定回数により行うように作成するものとする。ただし、市長が適当と認める場合はその限りではない。

2 条例第18条第2号に規定する測定計画は、アスベスト濃度等測定計画届出書(第5号様式)に測定場所が分かる図面を添えて提出するものとする。

(アスベスト濃度等の測定)

第5条 条例第18条第3号に規定する大気中のアスベスト濃度等の測定は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法(平成元年環境庁告示第93号)別表に規定する石綿に係る濃度の測定法その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(アスベスト濃度等測定結果届出書)

第6条 条例第18条第4号の規定により提出する測定結果は、アスベスト濃度等測定結果届出書(第6号様式)によらなければならない。

(解体等工事協議書)

第7条 条例第21条の規定による協議は、解体等工事協議書(第7号様式)により行うものとする。

(解体等工事着手届等)

第8条 条例第23条第1項に規定する解体等工事着手届は、第8号様式による。

(解体等工事計画変更報告書)

第9条 条例第24条の規定による報告は、解体等工事計画変更報告書(第9号様式)によらなければならない。

(解体等工事完了届)

第10条 条例第25条に規定する工事完了届は、解体等工事完了届(第10号様式)による。

(勧告)

第11条 条例第27条の規定による勧告は、解体等工事に関する勧告書(第11号様式)により行うものとする。

(命令)

第12条 条例第29条の規定による命令は、行為停止等命令書(第12号様式)により行うものとする。

(解体等工事立入調査証)

第13条 条例第30条の規定により解体等工事の区域内及び工事施工者事務所に立ち入るときは、解体等工事立入調査証(第13号様式)を提示しなければならない。

(その他の事項)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

測定時期	測定場所及び測定回数
工事の開始前	敷地境界 1 点につき 1 回
工事の期間中	敷地境界 4 方向各 1 点につき 1 回以上（除去等の期間が 7 日を超える場合は 7 日ごとに 1 回以上）
工事の完了後	敷地境界 4 方向各 1 点につき 1 回

備考

- 1 この表の左欄に掲げる工事とは、飛散性アスベストの除去等の処理工事をいう。
- 2 工事を複数の工区に分けて実施する場合は、原則として工区ごとにアスベスト濃度等を測定するものとする。

第 1 号様式（第 1 面）（第 1 条関係）

解体等工事計画届出書

（あて先）横須賀市長 工事業者等	年 月 日 住所 氏名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名） 電話
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 解体等工事の概要	
解体等工事名称	
解体等工事場所	
建築物用途	
構造	
階数・棟数	地上 階 地下 階 棟
最高の高さ	
床面積の合計	
対象行為の種類	建築物の解体工事 あり・なし 飛散性アスベストの除去等の工事 あり・なし
発注者	住所 氏名
工事施工者	住所 氏名
（事務処理欄）	

第 1 号様式（第 2 面）

2 工期・工程等			
工 期		年 月 日から 年 月 日まで (日曜日休日を 除く ・ 含む)	
特定建築材料の存否		<ul style="list-style-type: none"> ・ 吹き付けアスベスト あり・なし ・ アスベスト断熱材等 あり・なし ・ アスベスト含有成形板 あり・なし ・ 調査方法 ① 設計図書 ② 目視 ③ 分析 (結果添付) 	
特定建築材料除去作業期間 (吹き付け及び断熱材等の除去作業がある場合に限る。)		年 月 日から 年 月 日まで (日曜日休日を 除く ・ 含む)	
3 標識設置予定年月日		年 月 日	
4 説明実施 予定年月日	個 別	年 月 日～ 年 月 日	
	説明会	年 月 日	
5 問 い 合 わ せ 先	担当者名		電話

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日とする。

第2号様式（第1面）（第2条第1項関係）

解体等工事のお知らせ（解体等工事標識）	
この標識は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第10条第1項の規定に基づき設置したものです。	
解体等工事名称	
解体等工事場所	
解体等建築物の概要	延べ床面積 ㎡
	地上 階 地下 階 造
	建築年月 年 月
発注者	住所
	氏名
	電話
工事施工者	住所
	氏名
	電話
解体等工事の工期	年 月 日から
	年 月 日まで
作業予定時間	時 分から 時 分まで
対象行為等の種類	建築物の解体工事 あり・なし
	飛散性アスベストの除去等の工事 あり・なし
特定建築材料の使用状況	
アスベストの調査を行った者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
アスベストの調査を終了した年月日	年 月 日
アスベストの調査の方法	目視 ・ 設計図書 ・ 分析
標識設置年月日	年 月 日
着手期日	年 月 日

上記解体等工事についてのお問い合わせは、下記にお願いします。 （元請業者）		
住	所	
氏	名	
電	話	

第 2 号様式（第 2 面）

この建築物の解体等工事について、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第12条第2項第3号に基づく説明を求められる近隣住民、第13条に基づく説明を求められる周辺住民又はその他住民の方は 年 月 日までに次の連絡先まで文書により申し出てください。

連絡先 住所
氏名
電話

※近隣住民及び周辺住民の範囲

第 3 号様式（第 1 面）（第 3 条第 1 項関係）

解体等工事説明報告書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長 工事業者等 住所 氏名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名） 電話	
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第15 条第1項の規定により、次のとおり報告します。	
解体等工事名称	
解体等工事場所	
発注者	住所
	氏名
工事施工者	住所
	氏名
説明の実施日	年 月 日～ 年 月 日
説明を行った者の氏名	
(事務処理欄)	

第 3 号様式（第 5 面）

説明の項目	説明の内容

第 3 号様式（第 6 面）

説明に対して出された意見	出された意見に対する措置 又は工事業者等の考え方

第 3 号様式（第 7 面）

そ の 他	
項 目	内 容

第4号様式（第1面）（第3条第2項関係）

解体等工事説明会開催報告書

年 月 日		
（あて先）横須賀市長 工事業者等 住所 氏名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名） 電話		
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第15 条第2項の規定により、次のとおり報告します。		
解体等工事名称		
解体等工事場所		
発注者	住所	
	氏名	
工事施工者	住所	
	氏名	
説明会	開催日	年 月 日
	開催場所	
	参加人数	
説明を行った者の氏名		
（事務処理欄）		

第 4 号様式（第 2 面）

説明の項目	説明の内容

第 4 号様式（第 3 面）

説明に対して出された意見	出された意見に対する措置 又は工事業者等の考え方

第 4 号様式（第 4 面）

そ の 他	
項 目	内 容

第 6 号様式（第 6 条関係）

アスベスト濃度等測定結果届出書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
発注者等 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕 電話	
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第18条第4号の規定により、次のとおり届け出ます。	
解体等工事名称	
解体等工事場所	
除却等の実施期間 （実作業日数）	年 月 日～ 年 月 日（日）
アスベスト濃度等 測定の結果	
届出内容 との変更点	
（事務処理欄）	

第 7 号様式（第 7 条関係）

解体等工事協議書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
工事業者等	住所 氏名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名） 電話
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第21条の規定により、次のとおり協議します。	
解体等工事名称	
解体等工事場所	
発注者	住所
	氏名
工事施工者	住所
	氏名
工期	年 月 日～ 年 月 日 （日曜日休日を 除く ・ 含む ）
理由（工期に日曜日休日を含む場合に限る。）	
作業時間	時 分から 時 分まで
理由（午後5時から翌日の午前8時までの間に作業する場合に限る。）	
飛散性・非飛散性アスベストの使用状況	
条例第17条関係	
条例第18条関係	
条例第19条関係	
（事務処理欄）	

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。

第 8 号様式（第 8 条関係）

解体等工事着手届

年 月 日	
（あて先）横須賀市長 工事業者等 住所 氏名 （法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名） 電話	
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第23 条の規定により、次のとおり届け出ます。	
解体等工事名称	
解体等工事場所	
発注者	住所
	氏名
工事施工者	住所
	氏名
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
（事務処理欄）	

第 9 号様式（第 9 条関係）

解体等工事計画変更報告書

年 月 日		
（あて先）横須賀市長 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 40%;"> 工事業者等 </div> <div style="width: 55%;"> 住所 氏名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名） 電話 </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第24条の規定により、次のとおり報告します。</p>		
解体等工事名称		
解体等工事場所		
発注者	住所	
	氏名	
工事施工者	住所	
	氏名	
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更理由		
（事務処理欄）		

第10号様式（第10条関係）

解体等工事完了届

年 月 日	
<p>（あて先）横須賀市長</p> <p style="text-align: right;">工事業者等 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名〕 電話</p> <p>横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
解体等工事名称	
解体等工事場所	
発注者	住所
	氏名
工事施工者	住所
	氏名
解体等工事完了年月日	年 月 日
（事務処理欄）	

第11号様式（第11条関係）

解体等工事に関する勧告書

住所 氏名		第 号 年 月 日	
		横須賀市長 印	
横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第27条の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置を講ずるよう勧告します。			
解体等工事名称			
解体等工事場所			
発注者	住所		
	氏名		
工事施工者	住所		
	氏名		
勧告事項			
備考			

第12号様式（第12条関係）

行為停止等命令書

住所 氏名		第 号 年 月 日	
			横須賀市長 印
<p>横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第29条の規定に基づき、 年 月 日までに次の措置を執るよう命じます。</p> <p>なお、期限までにこの命令に従わないときは、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第32条第1項の規定に基づき、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。</p>			
解体等工事名称			
解体等工事場所			
発注者	住所		
	氏名		
工事施工者	住所		
	氏名		
命令事項			
備考			

第13号様式（第13条関係）

		第	号
解体等工事立入調査証			
写 真			
	所属		
	職名		
			氏名
			年 月 日生
上記の者は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例第30条の規定による立入調査を行うことができる者であることを証する。			
年 月 日交付			
横須賀市長			印
有効期限	年 月 日		

備考 写真は、縦 2.8センチメートル、横 2.3センチメートルとする。

(48×80)